（水産業協同組合法の一部改正）

**第四条**　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第二項中「並びに第二項第一号及び第二号」を「、第二項第一号及び第二号並びに第四項」に改める。

第十一条の八第二項中「及び第百二十二条」を「、第百二十二条及び第百三十条第一項第五十号」に改める。

第十七条の十四第一項中「（第四項において「組合等」という。）」を削り、同条第四項中「会社が組合等の行う事業若しくは営む業務のために又は」を削り、「に従属業務」の下に「（信用事業に従属する業務を除く。）」を加え、「当該組合等又は」を削る。

第八十七条第四項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一項第三号又は第四号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第八十七条第十一項ただし書中「、第十二号及び第十三号」を「及び第十二号から第十四号まで」に改める。

第八十七条の二第一項中「。第四項」を「。第十号、第七項及び次条第一項」に、「及び次条」を「から第八十七条の三まで」に改め、同項第一号中「もの」の下に「（第五号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）」を加え、同項第二号及び第三号中「（次項」を「（第五号ロ」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「次号ロ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ　従属業務

ロ　金融関連業務（当該連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合（当該連合会が前条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第八十七条の二第一項第六号中「当該会社の議決権を、」を削り、「並びに次条第三項」を「及び第八号並びに第八十七条の三第三項」に、「、合算して、」を「合算してその基準議決権数（」に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第七号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号の二中「次条第一項」を「第八十七条の三第一項」に改め、「、当該会社の議決権を」を削り、「、合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。）

九　前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該連合会の行う前条第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化若しくは当該連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社

第八十七条の二第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「、「取得」を「、「子会社の」とあるのは「子会社（同項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）の」と、「取得」に、「同項の」を「同条第一項の」に、「又は第六号の二」を「から第八号まで」に改め、同条第四項中「、子会社対象会社のうち」を削り、「又は第七号」を「、第九号又は第十号」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に改め、「。以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ」及び「（従属業務を営む会社にあつては、当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」を削り、「とき」の下に「（第一項第九号に掲げる会社（主務省令で定める会社を除く。）にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）」を加え、同条第五項中「となる」を「（同項第九号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）となる」に改め、同条第六項中「その」を「現に」に改め、同条第九項を削り、同条第八項中「連合会が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項の規定により」を「第四項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第五項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第六項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の連合会は、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有している子会社対象会社（当該連合会の子会社及び同項第九号に掲げる会社（第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することについて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第八十七条の二第十項を削る。

第八十七条の二の次に次の一条を加える。

（漁業協同組合連合会による漁業協同組合連合会グループの経営管理）

**第八十七条の二の二**　第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会（子会社対象会社を子会社としているものに限る。）は、当該連合会の属する漁業協同組合連合会グループ（連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2　前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　漁業協同組合連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　漁業協同組合連合会グループに属する連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三　漁業協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、漁業協同組合連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの